

欽明即位の謎と埼玉稻荷山鉄剣

飯田眞理

【はじめに】

記紀によれば、6世紀の前半に継体大王が崩御したのち、安閑と宣化を経て欽明大王が即位したことになっている。しかし、この記述には不可解なことがある。筆者は3つの史料から安閑と宣化は即位せず、531年に継体が亡くなって欽明が即位したと考える。その根拠の一つは「元興寺伽藍縁起并流記資財帳」によれば欽明元年は531年になる。二つ目は日本書紀が引用している百濟本紀の記述である。辛亥の年（531年）に大王や王子たちが亡くなったと記している。三つ目の根拠は、埼玉稻荷山古墳鉄剣の銘文である。辛亥の年に、シキの宮のワカタケルが大王になった政変があったと刻まれている。これらについて詳しく検証する。

第1章 欽明即位の謎

★継体崩御後の記紀の記述には不可解なことがある。継体崩御の年が古事記と日本書紀では異なっていることや2年間大王が空位になっていることなどである。これらの記紀の記述を検討する。

(1) 欽明前後の大王の即位年と没年の記載

《古事記での大王の没年》

*継体：丁未（ていび）527年没

527年は 継体 21年で磐井の乱の年である。この年に継体が崩御したとは考えられない。日本書紀にはその後の継体 24年まで毎年の記事が記されているからである。おそらく、安閑・宣化が大王であったとするために、継体崩御の年を遡らせたのであろう。

*安閑：乙卯（いつぼう）535年没（日本書紀と一致！）

*宣化：没年の記載なし *欽明：没年の記載なし

*敏達：甲辰 584年没 *用明：丁未 587年

*崇峻：壬子 592年没 *推古：戊子 628年没

なぜ、宣化と欽明の没年が記されていないのだろうか？その理由は、欽明の即位年と在位年数を隠すためだったと推測できる。

《日本書紀での没年》

*ある本には（継体）天皇は二十八年甲寅（534年）に崩御としている。それをここで二十五年辛亥（531年）崩御としたのは、百濟本記によって記事を書いたのである。

*次の安閑元年は、「是歳、甲寅」と記す。534年にあたる。

*安閑は二年で崩御と記すので、在位は534年と535年になる。

よってその前の532年・533年の2年間は空位になる。

*次の宣化は四年で崩御と記すので、在位は536年～539年である。

*欽明は宣化の没年（539年）の十月に即位したことになっている。

★**最大の謎**はなぜ**2年間の空位**になったのかである。安閑がたった2年、宣化も4年という在位も疑わしい。実際に空位があったとは到底考えられない。推察するに、継体は二十八年（534年）崩御で、その次の年に安閑が即位したとの記事が出来ていたが、二十五年崩御に修正したために2年間の空位が生じてしまったと考えられる。ただし、継体が25年（531年）に没したとする百濟本記の記述は真実と考えられる。

★問題は、安閑・宣化が即位したかどうか、欽明は何年に即位したかである。後に詳しく述べるが、筆者はこの531年に辛亥の変といわれる政変により、安閑と宣化にあたる王子が殺されて欽明が即位したと考える。

(2) 様々な説について

★継体崩御から欽明即位の謎については、戦後から様々な説が出されている。

(Wikipedia)より

*まず最初に登場した説は継体天皇の崩御を丁未の年（527年）、欽明天皇の即位を辛亥の年（531年）として間の4年間に安閑天皇・宣化天皇の在位を想定する説である。この説では『古事記』・『日本書紀』ともに安閑天皇の崩御が乙卯の年（535年）と一致していることと矛盾が生じる。

*昭和時代に入って喜田貞吉が『百濟本記』が示した辛亥の年（531年）に重大な政治危機が発生し、その結果として継体天皇の没後に地方豪族出身の尾張日子媛を母に持つ安閑－宣化系と仁賢天皇の皇女である手白香皇女を母に持つ欽明系に大和朝廷（ヤマト王権）が分裂したとする「**二朝並立**」の考えを示した。この考え方は第二次世界大戦後に林屋辰三郎によって継承され、林屋はそこから一歩進めて継体天皇末期に朝鮮半島情勢を巡る対立を巡る混乱（磐井の乱など）が発生し、天皇の崩御後に「二朝並立」とそれに伴う全国的な内乱が発生したとする説を唱えた。『日本書紀』はこの事実を隠すためにあたかも異母兄弟間で年齢順に即位したように記述を行ったというのである。

*これに対して黒岩重吾は『日本書紀』継体天皇二十五年での『百濟本記』引用の「天皇およ

び太子、皇子が同時に死んだ」という記述等を根拠にそれぞれ実際には即位していない安閑・宣化は暗殺・軟禁され、大伴金村は任那 4 県を賄賂と引き換えに割譲したのではなく、彼ら庶兄を推したために後継者争いに敗れて失脚したと主張した。

★**二朝並立**などあり得ない。根拠なしの推測以下の説である。それに対して黒岩氏の説は根拠を示して説得力がある。筆者の説の基本的に同じことを既に黒岩氏が提唱していたことわかり、自説に自信が強まった。

(3) 欽明即位は 531 年

第 1 節 (1) で述べてきたように古事記・日本書紀には、欽明即位について隠されたことがあることは明白である。では、欽明即位は何年だったのか、それは辛亥の年 531 年に間違いないと考える。これについて詳しく解説していく。

《根拠①》 仏教公伝からわかる欽明即位年

* 上宮聖徳法王帝説と元興寺伽藍縁起并流記資財帳においては、仏教公伝は欽明大王時代の 538 年とする。

【史料 a】 上宮聖徳法王帝説

* 現存する聖徳太子伝記としては最古のものである。

「志癸嶋天皇御世戊午（ぼご）年（538 年）十月十二日 百濟國主明王 始奉度佛像僧等勅授蘇我稻目宿祢大臣令興隆也」

★百濟の聖明王から仏像を貰ったのは、欽明大王の時代の 538 年ということである。記紀においては、538 年は宣化大王の時代とされている。記紀は天皇家のための史書であり、天皇家にとって都合悪いことは隠されている。よって、**538 年は欽明大王時代**とする上宮聖徳法王帝説のほうが真実を伝えていると考える。

【史料 b】 元興寺伽藍縁起并流記資財帳

* 天平十七年〔745 年〕、奈良元興寺が完成して、その言われを記録したものである。

「大倭國佛法 創自斯歸嶋宮治天下天國案春岐廣庭天皇御世 蘇我大臣稻目宿禰仕奉時 治天下七年歲次戊午（538 年）十二月度來 百濟國聖明王時 太子像并灌佛・・・」

★上宮聖徳法王帝説と元興寺伽藍縁起并流記資財帳が誤っているとは考え難い。仏教公伝は、欽明 7 年の 538 年ということである。

これより**欽明即位は 531 年**になる。

《参考：日本書紀における仏教公伝》

★欽明 13 年（552 年）とするが、これは虚偽であることが次のことからわかる。

(Wikipedia)

百済の聖明王（聖王）の使者が読みあげた上表文中に『金光明最勝王経』の文言が見られる。この経文は 703 年（長安 2 年）に唐の義浄によって漢訳されたものであり、後世の文飾とされる。伝来年が「552 年」とすることも、この年が釈迦入滅後 1501 年目にあたり末法元年となることや、『大集経』による 500 年ごとの区切りにおける像法第二時（多造塔寺堅固）元年にあたることなどが重視されたとする説があり、これも後世の作為を疑わせる論拠としている。

≪根拠②≫ 531 年に継体大王が崩御し、勾大兄王子（安閑）・檜隈高田王子（宣化）が死んだことは、日本書紀が引用する百済本記での辛亥の変からわかる。

【或本云 天皇 廿八年歳次甲寅崩 而此云廿五年歳次辛亥崩者
取百済本記爲文 其 文云 太歳辛亥三月 軍進至于安羅 營乞屯城
是月 高麗弑其王安 ・ ・ 又聞 日本天皇及太子皇子 俱崩薨
由此而言 辛亥之歳 當廿五年矣 後勘校者 知之也】

「和訳文：ある本には（継体）天皇は二十八年甲寅（534 年）に崩御としている。それをここで二十五年辛亥（531 年）崩御としたのは。百済本記によって記事を書いたのである。その文にいうのに、「二十五年三月、進軍して安羅に至り、城を乞屯に造った。この月高麗はその王、安を弑した。また聞くところによると、日本の天皇および皇太子・皇子皆死んでしまった」と。これによって言うと辛亥の年は二十五年にあたる。後世、調べ考える人が明らかにするだろう。）

★つまり、531 年に継体大王が死んで、太子や王子も死んだということである。これは、531 年を欽明即位の年とする元興寺伽藍縁起并流記資財帳と合致するのである。

≪根拠③≫ 埼玉稻荷山鉄剣銘文

★辛亥の年 531 年に欽明大王が即位したとする超一級の史料が存在する。それは埼玉稻荷山鉄剣銘文である。

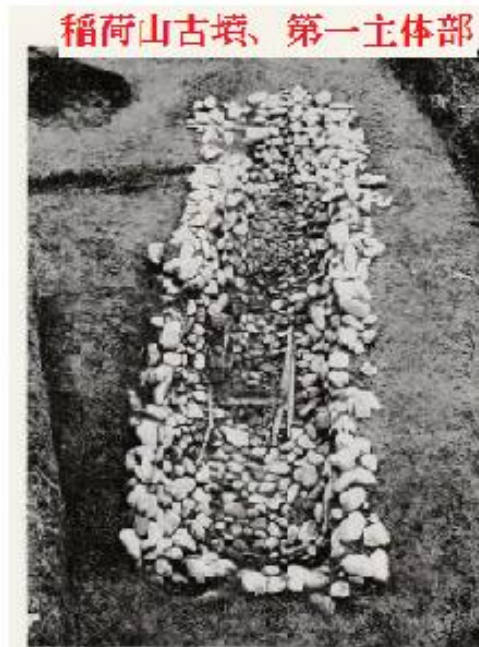
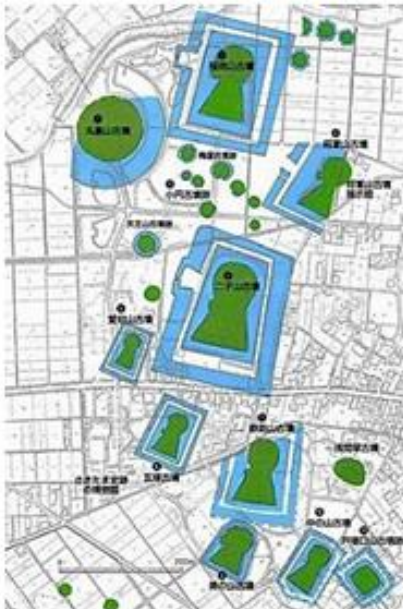
「辛亥年七月中記・ ・ 乎獲居臣世々為杖刀人首奉事来至今獲加多支鹵大王寺在斯鬼宮時吾左治天下」

★つまり、辛亥の年に「親衛隊の隊長＝杖刀人首」を務めてきた「乎獲居（オワケ）臣」が、武力行使によりワカタケルの大王即位に貢献したことである。

辛亥の年は 531 年、斯鬼宮にいたワカタケル大王＝シキ嶋の大王（欽明大王）であり、日本書紀が引用する百済本紀の記述と完全に合致するのである。次章ではこの埼玉稻荷山鉄剣銘文について詳しく述べることにする。

第2章 埼玉稲荷山古墳鉄剣銘文のワカタケルは欽明大王

★1978年、埼玉行田市稲荷山古墳出土の鉄剣に金象嵌の115字の銘文が刻まれていることが、X線による検査によって発見され古代史の大発見になった。このとき新聞などは銘文に記す「獲加多支鹵大王」は雄略天皇（オオハツセワカタケ）であると報道した。筆者はこのとき教職についたばかりで古代史については全くの初心者だったが、かすかな疑問を感じた。「ワカタケル」なら雄略大王となるが、「斯鬼宮」なので欽明大王の可能性もあるのではと思ったのである。欽明大王は「シキシマの大王」ともよばれたことを知っていたからである。発見当初には専門家から異論がかなりあったが、現在では「獲加多支鹵大王＝雄略大王＝倭王武」がほぼ定説となっている。筆者は、その後様々な資料を読むことにより学習を重ねた。その結果、銘文に記す「辛亥年は531年、獲加多支鹵大王＝欽明大王」との結論に達した。これについて、詳しく解説する。



《鉄剣銘文と訓読》

(表) 「辛亥年七月中記乎獲居臣上祖名意富比埜其兒多加利足尼其兒名弓已加利獲居其兒名多加披次獲居其兒名多沙鬼獲居其兒名半弓比」

(裏) 「其兒名加差披余其兒名乎獲居臣世々為杖刀人首奉事来至今獲加多支鹵大王寺在斯鬼宮時吾左治天下令作此百練利刀詎吾奉事根原也」

(表訳) 「辛亥の年七月中、記す、ヲワケの臣。上祖、名はオホヒコ。其の兒、タカリのスクネ。其の兒、名はテヨカリワケ。其の兒、名はタカヒシワケ、其の兒、名はタサキワケ。其の兒、名はハテヒ。」

(裏訳) 「其の兒、名はカサハヨ（エ）。其の兒、名はヲワケの臣。世々、杖刀人（親衛隊）の首（隊長）と為り、奉事し来り今に至る。

ワカタキ（ケ）ルの大王、シキの宮に在る時、吾天下を治めるのをタスケ、此の百練の利刀を作らしめ、吾が奉事の根原を記す也。」

(1) 考古学よりわかること～稲荷山古墳の礫郭は6世紀前半のもの～

①『日本の古代遺跡 31 埼玉』1986年 金井塚良一編著

*稲荷山古墳調査時の昭和40年にあつては、埼玉古墳群のうち主体部は判明しているのは將軍山古墳だけであつた。ここには銅碗などが副葬されていたことより八世紀の年代が与えられていた。・・その後、辛亥銘鉄剣も再発見におよんで、はじめて稲荷山古墳の年代は**5世紀末**という見方が強まったわけである。

稲荷山古墳第1主体部の出土遺物

鍬子	鉞	鉄鉗 2	鞍 2	壺 2	方形辻金具 3	素環辻金具 3	素環雲珠	三環鈴	轡 (f 字形鏡板付き)	帶金具一括	勾玉	鉄鏃 4束	矛 2	直刀 4	辛亥銘鉄剣	画文帯環状乳神獸鏡
	鉄斧 2	砥石	鉸具 6	鞍橋金具				鈴杏葉			銀環	挂甲	石突	刀子 3	剣	

*稲荷山古墳築造時の年代は、須恵器一括がTK47式型であること、くわえて埴輪のB種横ハケ技法が伴出する事実から、五世紀末頃と考へたい。ところが、古墳築造時の実年代はともかく、第一主体部の副葬品である辛亥銘鉄剣とともに発見されている環鈴や鈴杏葉、壺などは、一般的には**六世紀前半の年代**が与えられるものである。この事実を認識すれば、古墳築造時と第一主体部埋葬時で20～30年のギャップが生じてくる。

辛亥年を471年とすると半世紀のズレが見られるのである。これを解決するには、辛亥銘鉄剣そのものの理解にまでおよばなければならない。・・稲荷山古墳構築の目的はあくまでも、宗主の埋葬が一義的であり、この時期が五世紀末葉にあたり、現在の第一主体部（鉄剣が出土した礫郭）は、のちの**六世紀第一四半期**に近い時期に埋葬されたものと考えられる。・・一般に、古墳の主体部は、主軸に並行または直交するのが普通である。稲荷山古墳では、発掘された2基の主体部がともに墳丘の中央からはずれている。第三の主体部が中央に存在する可能性は十分考えられる。

★要点は、古墳の築造は5世紀末、鉄剣が出土した礫郭は6世紀前半ということである。

②埼玉県教育委員会 稲荷山古墳報告書 1980年

*稲荷山古墳は、出土した鉄剣の銘文をめぐり、さらにこれを副葬した被葬者の位置づけを中心として、まさに百花咲き乱れる論証が発表されている。本報告においては、これらの論証をもとにして、新たな論考を試みることをさけた。これは、あまりにも多岐にわたり、また複雑に流れるとともに、県の報告書としての公的な立場を考慮したためである。

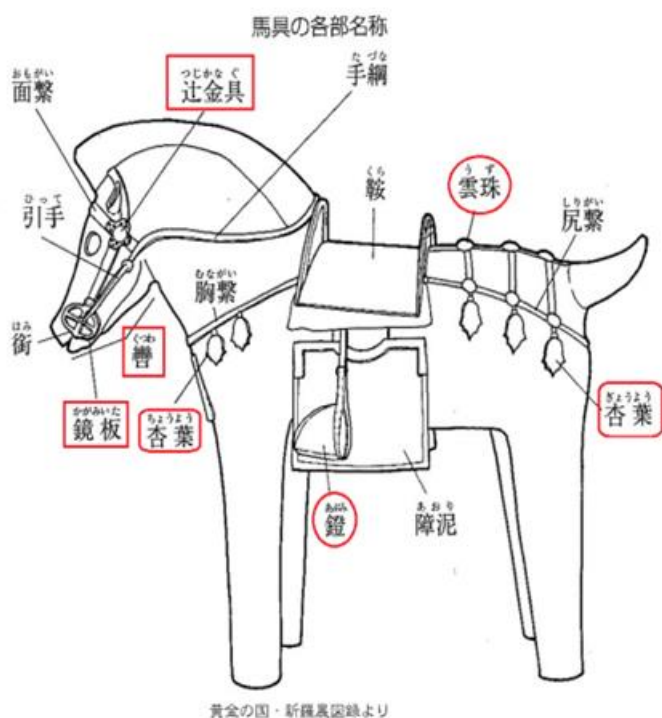
しかし、一言しなければならぬ点は、この稲荷山古墳の年代観である。これについて我々はこの出土品の検討の結果、次のような**統一見解**を得たのである。第一主体部副葬品は、

五世紀の中頃から後半に比定できるものとして、

- ・轡（f字形鏡板）・素環雲珠・素環辻金具・帯金具・三環鈴

六世紀前半に比定できるものは、

- ・鈴杏葉　・方形辻金具・壺鐙　・鞍橋金具・鞍



三環鈴



鈴杏葉



稲荷山古墳
帯金具

*その他、鉄鏃、直刀、鉢は五世紀後半から六世紀前半に観られる型式である。画文帯環状乳神獣鏡は五世紀代に分与されたものであろう。したがって、第一主体部の被葬者は、辛亥年が西暦 471 年あるいは西暦 531 年であるにしろ、**六世紀前半に埋葬されたもの**と思われる。

★礫郭が6世紀前半であることは間違いない。鉄剣が471年なら60年ほど伝世されていたことになり、その可能性は低い。銘文からは、鉄剣が銘文に記すオワケの臣が造ったと読み取れる。また、被葬者がオワケの臣と考えられるので、鉄剣もオワケの臣の時代の6世紀前半に作られたと考える方が適切である。

③斎藤忠『稲荷山古墳と埼玉古墳群』三一書房 1980

*鈴杏葉・環鈴

この出土品も年代を考定する上で重要である。この種のものは、鈴鏡、鈴訓などとともに比較的年代の下降する古墳から発見されている。例えば、栃木県足利市助戸十二天古墳からは、鈴杏葉5・環鈴2が発見され、他に鈴鏡2鈴訓1なども発見されている。また栃木県河内郡雀村の牛塚からは鈴杏葉1・環鈴4が発見され、他に鈴鏡5が発見された。・・鈴杏葉、環鈴は、かなりながく存続していたとしても、鈴鏡、鈴訓と伴出している事実から考えて六世紀前半を中心としたものとみなしてよいようである。・・

画文帯環状乳神獸鏡のなかでも、その同形鏡が、年代の下降する八幡観音塚古墳から発見されていること、鈴杏葉・環鈴は横穴式石室の古墳からも発見されているものが多く、これも年代の下降するものであることに気付くであろう。



*471年とする考への誘因は、ワカタケル大王が雄略天皇であり、その在位は日本書紀に記されているように、丙甲年456年から己未479年であり、471年しか考えられないという点にあらう。この考え方は、確かに理路整然としていて多くの人々のよって支持されるものであらう。60年後の531年とすると、安閑・宣化を経て欽明天皇の治世になるので、採りにくいというのである。

果たしてこの考えが適切であらうか。辛亥年そのものの詮議をやめて、礫郭を主核とする稲荷山古墳の年代を考えてみよう。例えば茨城県水海道市羽生町の七塚古墳群の一前方後円墳には、粘土郭が発見されている。しかも副葬品として鉄地金銅の耳環、雲珠などの馬具もあり、むしろ六世紀終末以後のものと考えられるものである。

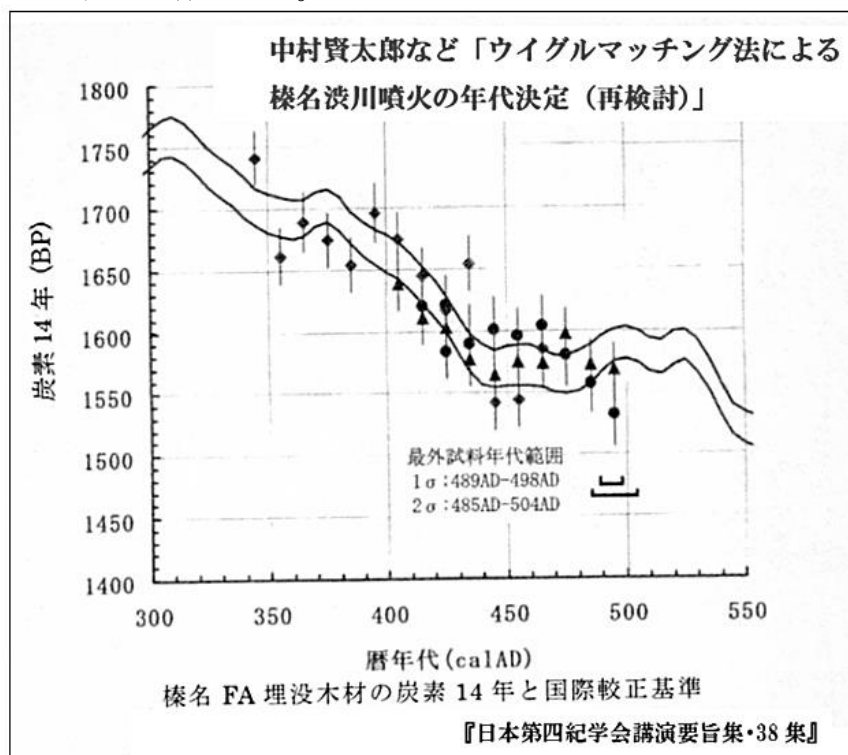
このような点からみると、礫郭の年代はやや広い幅をもたせたとしても、**六世紀前半**であり、強いて言えば**六世紀前半の中葉くらい**に位置づけることも不可能ではないだろう。したがって、辛亥年は古墳の年代から考えると471年でも531年でもよいということになる。しかし471年とすると、これが製作されてから30年以上の在世の期間があったことになる。531年とすれば、製作されてから短い期間を経て納められたということになる。・・・

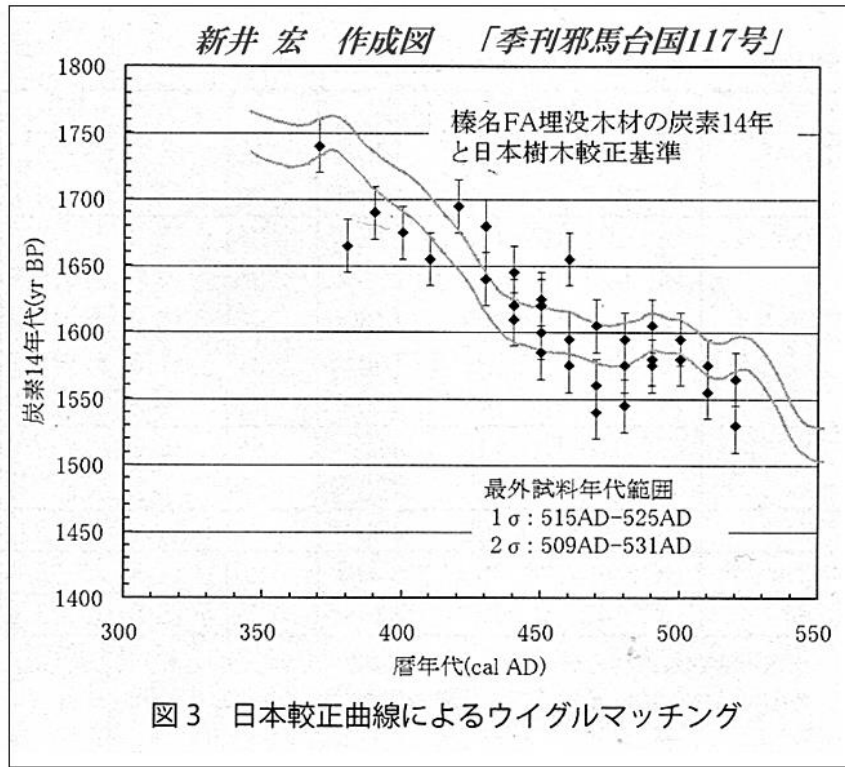
(2) C14年代測定よりの稲荷山古墳の築造年代

「新井宏 『榛名山 FA 噴火の炭素 14 年代測定について』 季刊邪馬台国 117 号 2012」

*稲荷山古墳の築造年代では、須恵器 MT15 型式とする見解に対して、TK47 型式あるいはそれより古い TK23 型式を充てる見解がある。一方、稲荷山古墳の主体部からは榛名山降下火山灰 (FA) が検出されていない。また、FA と共に見出された土器より稲荷山古墳出土土器のほうが古い型式であることより、**この古墳が FA 噴火の前に築造されたのは確実である**。従来は**この噴火を 520 年頃**、したがって**稲荷山古墳の築造時期を 500 年ごろとした上**で、古墳と土器型式の関係については、MT15 型式、TK47 型式、TK23 型式と三段階の見解差があった。この見解差だけでも 50 年の差がある。

*ところが、2008 年、中村賢太郎氏らにより、**FA 噴火時期は 481~498 年**に推定するという報告が行われた。従来の準定説 520 年ころを **25 年ほど (土器型式では一段階) 古く繰り上げる**内容である。





これらの報告ではF A噴火が **495 年頃**となったことから、鉄剣銘文の辛亥の年を **471 年**とするのが妥当と結論付けている。これは須恵器の年代を古く見る最近の動きに大きな論拠を与えた。

* 国際較正曲線によるウイグルマッチングを行っているが、基準に実年代がわかっている日本産樹木試料を用いると、C14 年代が同じでも日本樹木暦年代は数十年新しくなり、従来説の 520 年のほうがよく合致する。509～531 年となり、その他、地域差なども考慮すると 500～540 年となる。そうなると、辛亥の年は、471 年説に絞り込むことはできず、531 年説も棄却しえないのである。古墳時代の定点である榛名山噴火年代が、このように国際較正基準のみによって、定説化するとしたら、大きな問題であり、警鐘を鳴らしたい。

(3) 辛亥 = 531 年説の古代史家たち

① 白崎昭一郎 『稲荷山古墳出土刀銘の問題点』

東アジアの古代文化 18 号 1979 年

《斯鬼の宮について》

★シキに都した大王としては、崇神・垂仁・欽明が挙げられるが、この刀銘に係する大王としては、磯城嶋の宮に宮居した欽明以外に考えられないのではなかろうか。それならば、欽明在位中に辛亥の年はあったのであろうか。現在の『日本書紀』では欽明即位は 540 年で、辛亥年はその治世に含まれていない。しかし、『上宮聖徳法王帝説』に欽明

の治世を41年とし、また『元興寺縁起』に「斯埴嶋宮天皇の治天下七歳次戊午に仏教傳來があつた」という所伝はきわめて有力であつて、これから逆算すれば、欽明の即位は531年辛亥とならざるを得ない。それは同時に『日本書紀』が『百濟本記』の文を引いて、「日本の天皇及び太子・皇子俱に崩御」と伝える辛亥の歳である。すなわち、**531年は継体崩御の年でもあり、欽明即位の年でもある**、いわゆる「辛亥の変」があつたと考えられる重大な年である。したがつて、雄略の治世の471年よりもむしろ531年と考える方が妥当なのではあるまいかとの憶測を生じてくるのである。

古代において、**帝王の宮居の所在はきわめて重要であつた**。さればこそ記紀も必ず何々の宮において天下を治めたと特筆大書くし、「何々宮天皇」あるいは「何々宮治天下天皇」の称を以つて、特定の諱に代えて通用し得たのである。「朝倉の宮」と「斯曳宮」の混用があつたなどということは、到底信じがたいところである。

オホヒコ	タカリスクネ	テヨカリワケ	タカハシワケ	タサキワケ	ハテヒ	カサハヨ	ヲワケノオミ
356(296)	381(321)	406(346)	431(371)	456(396)	481(421)	506(446)	531(471)

系図の下に附した数字は、531年に基づいて。一世代25年として計算したものである。カッコ内は471年を基点とした場合を示す。この系譜で、ワケの称号をもっているのは、テヨカリワケからタサキワケまで三代で、大体五世紀前半に集中している。これは五世紀にワケという称号が盛行したというこれまでの見解と一致している。

しかるに471年を基点にした場合、ワケの称号は4四世紀中ごろ、五世紀ではもはや見られなくなってしまう。531年とするならば通説と背馳せずすむのであつてあえて471年説をとらなければならない必然性は感じられないのである。

②島辻義徳 『稲荷山鉄剣は何を証明したか』

東アジアの古代文化 19号 1979年

*畿内政権が中央集権化の第一歩を踏み出すのは、磐井の乱を平定(527, 528)してから以後である。すなわち欽明朝からであり、それを強力に推進したのが蘇我氏であつた。その根拠は、欽明朝においてはじめて世襲王権が形成されるということである。すなわち大兄制や和風諡号の献呈が行われ、記紀編纂の素材となつた帝紀・旧辞の述作も行われるようになったことである。その契機となつたのは、**継体・欽明朝における百濟からの五経博士や易、曆博士の来日、論語、千字文などの新文物の導入であり、朝鮮半島から多数の移住民**であつた。

横穴式石室、群集墳が六世紀に全国に爆発的に普及するようになる。これも移住民の渡来と定住を前提にしなければ理解しがたい現象である。

今回の発見に関して新聞記事は、五世紀のこととして「国造制度定着を示す。」「勢力・

*この銘文の時期に、ウヂと個人のナとを区別する氏姓制度は、はたして東国で成立完成していただろうか。井上光貞氏はこの銘文の『名』を氏姓制完成後の、『氏』と区別される『名』と同一と見ておいでのようである。しかしこの銘文中の『名』であるタカハシ、タサキ=ササキは後世『氏』として使われた。また、タカリやハヒテは「田心命」「膳臣巴提便」のように個人名に使われている。銘文にある『名』は、氏性制度完成後の『氏』と『名』の区別の明確化以前のものである。従って、このカサハヤ=カサハラも当時は個人名であったかもしれないが、後にオミなる名の人物の『氏』とされたことは十分考えられる。

この稲荷山古墳は、鈴杏葉や環鈴を伴出たという。これらは六世紀前半、またはそれ以降に出土する遺品であるという。ということは、辛亥年を531年と考えることに何ら妨げはないこと、むしろ五世紀末とみられる南関東の古墳群との比較の上からは531年説が有利であるとの印象を受ける。

(4) 銘文の漢字カナ表記は欽明～推古朝のもの

「長田夏樹 『稲荷山鉄剣銘の銘文をどう読むか』 季刊邪馬台国 33号 1987年」

①9世紀平安時代に仮名文字が成立するまで、日本語の表記は全て漢字の音を借りたり(借音)漢字の訓を借りたりして(借訓)表していたことは衆知のことである。

***上古漢語** 上古音 先秦・秦漢・**三国時代**

***中古漢語** 中古音 六朝・**隋唐五代の時代**

②魏志倭人伝の漢字音が3世紀の洛陽の漢字音で表記されていることを踏まえて、倭人伝の固有名詞を読むべきことをたびたび指摘してきた。しかし、いまだに北方中古音たる漢音で読むといった錯誤がまかり通っていることは何とも残念である。

③720年に成立した『日本書紀』では、唐の長安音に基づく漢音を借りて、日本の歌謡を表記しようとした。しかし実態は完全に漢音によって表記しているわけではない。『古事記』では、呉音系の漢字音を借りて表記している。しかし記もまた完全な呉音表記ではない。記での歌86「大君を島に放らば」の<オホキミ>の<意富>、歌97の「誰ぞ大前に申す」の<オホマエ><意富>は呉音では<オホ>とは読めない。

④<オ>を<意>で表記する他の例は「元興寺塔露盤銘」に見える欽明の和風諡号、天国排開広庭天皇(阿米久爾**意**斯波羅支比里爾波乃弥己等)がある。ここに見られる<意オ><里ロ><己コ>は、呉音漢音といった中古音よりもいっそう古い上古漢音に基づく音なのである。

日本書紀の垂仁紀の「都怒我阿羅斯等伝説」中に「意富加羅国」とある。<意富>という表記は、後で述べるように**百濟史料**にみうけられる表記である。この伝説を記す

さいに紀のよった文献を借りてきたものと考えられる。

《推古・欽明両期の漢字音と稻荷鉄劍銘の訓読》

⑤前述の「元興寺塔露盤銘」は・・いわゆる**推古朝** (576～645) において碑文に刻まれ、
仏像に彫られ、書物に記載されたりした文章のうち、・・

現物は失われたものであるが、漢吳音以前の漢字音資料としては大変貴重である。

『醍醐寺本』『上宮太子伝暦』『太子伝玉林抄』に元興寺縁起として引用されている。

3つとも欽明和風諡号はほぼ〈**阿米久爾意斯波羅支比里爾波乃弥己等**〉となっ
ている。この露盤銘の借音表記の特徴は、吳音漢音に代表される中古音ではなく、
上古漢音による表記だというにある。例えば、

*蘇我稻目

〈巷**宜**伊那米=ソガイナメ〉

*推古天皇の和風諡号

〈等已弥**居**加斯支**移**比弥乃弥己等=トヨミ**ケ**カシキ**ヤ**ヒメノミコト〉

*厩戸豊聡耳命の表記

〈有麻**移**刀等已刀弥々乃弥己等=ウマ**ヤ**トトヨトミミノミコト〉

中古音では、〈宜〉〈移〉は「**ギ**」「**イ**」であって「**ガ**」「**ヤ**」とは訓めない。

〈居〉はキヨであって**ケ**とは訓めない。〈意富〉をオホと訓むのと同様に、

上古漢音による表記である。

こうした推古朝遺文の上古漢音による表記は**百済系史料**にみえる表記と同質で
ある。実物は散逸しているが『日本書紀』中に引用されている**百済の三種の史書**
を指す。すなわち神功応神紀に見える『百済記』、雄略・武烈紀にみえる『百済
新撰』、継体・欽明紀に引用されている『百済本紀』である。

⑥〈意〉をオ、〈移〉をヤ、〈居〉をケとする例

継体紀七年の条、穂積臣山を「百済本記云、委、**意斯移麻**（**オシヤマ**）岐弥」と
ある。欽明紀六年の条「百済造丈六仏像・・ **弥移居**（**ミヤケ**）・・」とあって、
百済史料の表記が上古音を反映した表記であり、推古朝遺文に表記と相似している
ことは明らかであろう。ところで、上古漢音表記によって日本語を記した例は、推
古朝遺文だけではない。埼玉稻荷山鉄劍銘文である。この銘文の十二字目から「上
祖名**意富比埜**」という記載がある。オホヒコと訓むが、中古漢音であればイフヒキ
としか訓めない。この鉄劍銘は**推古朝遺文**と同じ**上古漢音**によって表記しているの
である。ただし上古漢音といっても**百済系吳音**という限定が必要である。

⑦【推古朝遺文・百済史料と鉄劍銘の借音】

*「**意富比埜**」はオホヒコと訓み、古事記の古層や百済史料と同質の表記である。

*〈**比埜**〉については、神功紀「百済記引用の〈職麻那々加**比埜**〉」

襲津彦を〈沙至**比埜**〉と表記している。（魏志倭人伝では卑狗）

★乎獲居についてみてみよう。獲居 (hwak-kie) は**連合仮名**であり、推古朝遺文である「天寿国曼陀羅繡帳銘」にも**吉多 (kit-ta)** 斯比弥乃弥己等 (キタシヒメノミコト) とあり、表記上の一致が見られる。

★ここで「**推古朝遺文**の借音仮名、**百濟系借音仮名**と**稻荷山鉄劍銘 115 字**を比較対照

して示してある。推古朝は576～645年、欽明朝は継体朝を含むが507～575年である。

稻欽推 獲委和 為	稻欽推 羅羅良 ラ	稻欽推 移移耶 ヤ	稻欽推 麻麻摩明 マ	稻欽推 波波波 ハ	稻欽推 那那奈 ナ	稻欽推 多多陀 タ	稻欽推 沙沙沙 佐佐	稻欽推 加加加 奇奇伽	稻欽推 阿阿	ア
章 キ	利利利 リ	イ	彌弥未微 ミ	比比比 鼻非 ヒ	爾尔尼 ニ	寫至至 知氏 チ	斯斯斯 次實 シ	支支支 鬼鬼婦 貴 キ	伊伊	イ
ウ	留留ル	由ユ	牟牟ム	布布フ	奴奴ヌ	都都ツ	須ス	久久ク	有有ウ	ウ
惠 エ	礼礼レ	エ	壳味米 メ	ヘ	ネ	テ	セ	奚居居 ケ	エ	エ
乎烏乎 ヲ	鹵鹵 里 ロ	用已巳与 ヨ	毛母モ	菩菩富富 ホ	能乃ノ	刀刀等止 ト	蘇巷曾思 ソ	古古地跪 己己 コ	意意意 オ	オ

⑧奈良時代の日本語の母音がイ・エ・オの段に甲乙2種があったことはよく知られている。ここでは、甲・乙と中丸を付して分けて示した。この表をよく見ると、推古朝遺文の仮名が欽明朝の百濟系借音仮名によっており、稻荷山鉄劍銘の借音表記は**推古朝遺文**よりさらに**欽明朝百濟系借音仮名**に近似することがわかるであろう。日本の仮名表記は、まず百濟系借音仮名をもって開始されたことを、鉄劍銘はその百十五文字によって証明しよう。**筆者は辛亥の年 531 年説**である。

(5) [辛亥=471年、ワカタケル=雄略大王] 説は誤り

「大和岩雄『稻荷山鉄劍銘文への疑問 (古事記と天武天皇の謎) 附、』

ロッコウブックス 1979」

①稻荷山鉄劍の銘文の読みにもいろいろの解釈があつて、必ずしも統一された意見があるわけではないが、通説というべきものはある。まず「ワカタケル大王」と読み、その「ワカタケル大王」を雄略天皇に当て、辛亥の年は471年とする説である。そして倭の五王のうちの武を、従来雄略天皇に当てているから、「ワカタケル大王」は雄略天皇で、倭王武という図式ができています。・・・この獲加多支鹵が雄略だという理由は国風諡号において「日本書紀」は大泊瀬幼武天皇、「古事記」では「大長谷若建命」と記しているからである。ところが、記紀の本文では幼建天皇とは書いていなくて、大泊瀬天皇と書く。泊瀬の朝倉宮にいたからである。『古事記』などを見てもわかるように、

どこの宮にいたかということがその**天皇の名前**になる。獲加多支齒より**斯鬼宮**を重視すべきではないかと私は思っている。現在の通説は「ワカタケル」は大泊瀬幼武に合うから、「**ワカタケル**」は**雄略天皇**で、辛亥の年は471年だとする。・・しかし「**斯鬼宮**」を主とすれば、**斯鬼宮と泊瀬の朝倉宮とは合わない**。

②井上光貞は泊瀬も磯城に入るから「**斯鬼宮は大和の磯城と直感した**」と書いている。しかし、**磯城とは地形上はつきり違う**。その例は欽明紀にある。欽明元年の条に、**磯城金刺宮**に宮居したとあるが、欽明31年に**泊瀬の柴籬宮**に御幸す、とある。このように、欽明紀では、泊瀬と磯城とをはつきりかき分けているのだから、泊瀬を磯城として書いたとは言えないようである。なお、古事記垂仁記の「倭者**師木登美豊朝倉曙立王**」を例にして、朝倉は磯城に含まれるので、朝倉を磯城と書いたと埼玉教委は記すが、**登美**は『和名抄』の**下添郡鳥見郷**であって、磯城の鳥見は、記紀を読んで後世に付与した地名であると『大和志料』『大日本地名辞書』は記す。よって、斯鬼宮を長谷朝倉宮のこととするわけにはいかないのである。

【欽明天皇の名を「ワカタケル」という微証がある】

③「ワカタケル」とよばれる場合には共通した性格がある。雄略天皇の和風諡号も「大長谷若建」であるが、安康紀に「**大長谷王子当時童男**」とある。古事記は倭建命と大長谷王子にのみ「童男」と書く。ということは「**ワカタケル**」とは「**童男**」と「**武**」の二つの意味をもっているといえる。ヤマトタケルとオオハツセワカタケの共通性がある。

- * 第一に皇子であること
- * 第二に弟であって、兄と争っていること。
- * 第三に東西の反対勢力を服属させて皇威を発揚させていること。

この3つは欽明天皇にもあてはまる。

- * 第一に皇子である。
- * 第二に異母兄の安閑、宣化と争っている。
- * 第三に東西の屯倉の設置など、皇威を発揚させている。

安閑、宣化は和風諡号に「武（タケル）」を持っているが、異母兄の安閑、宣化が「武＝タケル」なら**欽明は「シキノワカタケル」**であることになる。

《471年説の不合理性》

④井上光貞や直木孝次郎は、「東国国造の子弟が舍人となり大王の側近に仕えて親衛軍となったという自説が、今度の「杖刀人首」という銘文で裏付けられたとっておられる。但し、両氏とも東国国造の子弟による舍人の上限を五世紀後半に、雄略朝としている。ところが銘文には「**世々**」杖刀人の首として奉事して「至今」と記されている。その「今」が471年とするならば、「世々」というのはもっと遡る五世紀前半としなければならない。これは国造舍人の上限を五世紀後半としてきた、これまでの通説と

矛盾する。井上氏はこの「世々」を全く無視される。直木孝次郎は「世々」を認めると通説は成り立たないから、「大王家との関係を誇大に表示して言葉」とする。「世々を誇大と解釈するのは」いかななものであろうか。というのは「世々」に力を入れて八代系譜が記されているからである。「世々為杖刀人首」ということに誇りをもって書いているのである。辛亥の年は531年のほうが合理的である。

⑤青木和夫氏は次のように語っている。(埼玉新聞編座談会「稻荷山鉄剣」)

「さきたま古墳群の中で一二を争う古さの稻荷山古墳を、甘粕健氏がかねてから示唆しておられるように、今度の鉄剣を抜きにしても、笠原直使主と結びつきたいからなのです。鉄剣に雄略天皇の名が出てきたので、むしろ私としてはあわてているのです。辛亥の年を531年とすれば「あわてる」こともなければ、「誇大に記している」と書くこともないのである。黛弘道氏も『531年だと合うんですけどね。』と語っている。」

⑥銘文はどのような理由で記されたか。乎獲居臣と被葬者との関係は、同一人物なのか、乎獲居臣の子孫なのか、同族なのか、部下なのか意見がわかれるとことだが、乎獲居臣が剣を作らせて銘を刻まさせたことは間違いない。ではその意図はなんであろうか。こ銘文には吉祥文はない。よってなんらかの「記念」のために彫られたということになる。では何を記念するためであったろうか。やはり、「獲加多支鹵大王の時に、**斯鬼宮で天下を治めるのをたすけた杖刀人首**」の「**根源を記した**」とあるのだから、この銘文に記念の意味があるとすると、辛亥の年七月という年が注目される。辛亥の年が記念すべき年なので、銘文を記したとすると、531年と471年のどちらをとるかとするならば、辛亥の年に大事件があった531年がピッタリである。そのことは日本書紀をみてもそこに引用されている「百濟本記」をみてもはっきりしている。

「一ある本によると、(継体)天皇は二十八年に崩御とあるが、ここでは二十五年としたのは、百濟本紀によって記事を書いたのである。その文に言うのに『二十五年二月・・・また聞くところによると、日本の天皇・太子・皇子が一度に皆死んだ。』と。これによって辛亥の年は(継体)二十五年にあたる。後世、調べ考える人が明らかにするだろう。」

⑦次に銘文の「吾左治天下」はどのような意味で彫られたかが問題になる。この「吾左治天下」も「杖刀人」門番説や「杖刀人首」親衛隊長だと理屈に合わなくなってくる、だから、宮門の門番の長が天皇の政治を左(たす)けたとあることができるはずがないとして、これは誇大表現であるとする。井上光貞は、一介の国造がこのように大げさに書くのは、「田舎の豪族の田舎もの意識」であるといっておられる。しかし、辛亥の年に「吾左治天下」であったから、記念のために銘文を記したとは考えられないであろうか。それは乎獲居臣がどのような人物であったかということを考え

なければならない。辛亥の年（531年）の大異変の中で、杖刀人首としての乎獲居臣というのほどのような役割を果たしていたかということである。辛亥の年二月に天皇や皇子らがともに死んだということになっている。とすれば死んだ直後に、つまり辛亥の年の春に獲加多支鹵が大王になったということが考えられる。そのことに、なんらかのかたちで、杖刀人首として乎獲居臣はかかわった。だから銘文の文章は、単に「門番としていばった」「田舎豪族の田舎もの意識」ではなく、やはり意味をもっていると理解できるのである。杖刀人の首が親衛隊の隊長だとするならば、彼らの武力行使が「治天下」の役に立ったのであろう。

*辛亥年二月の天皇・皇子らの死の記事が生きてくるのである。辛亥の年七月に彫られた銘文の意味からして辛亥の年は531年とみるほうが自然である。大体、皇位争いなどのクーデターで大きな力を発揮するのは親衛隊の隊長である。だとするなら、杖刀人の首である乎獲居臣は、獲加多支鹵大王が襲われたのを守ったか、逆に相手を襲ったか、なにがしの役割を果たしたのであろう。辛亥の年二月に前天皇の死前後の混乱も、七月になれば大体一段落しているのだから、七月に「吾」が百鍊の利刀を作らせ、記念のために「吾」の奉事の根源を記させたという意味がわかってくる。

*この銘文には「長寿」などという言葉はないかわりに「吾」が二度も出て来る。こういう例はいままでにない。辛亥の年を531年として、このように解釈すれば、吉祥文がなく「吾」が二度も記される自己宣伝の強い銘文や、鏡でなく剣に金象嵌された理由が自然に納得いくのである。

⑧武蔵の国造の叛乱が安閑紀に載っている。……欽明の前にそういう叛乱があつて、武蔵国造の笠原直使主が実権を持ったと考えると、その時にいわゆる「大和王権」とのつながりは、より以上に密接になったと推測できる。「杖刀人首」から銘鉄剣を受けたか、杖刀人の首として大和へ行っていたか、どちらかであったと考えられる。こう考えれば、531年と武蔵国造の叛乱も、決して矛盾しない。

《参考：武蔵の国造の叛乱：日本書紀、安閑元年》

「武蔵国造の笠原直使主と同族の小杵とは、国造の地位を争って、長年決着しなかった。小杵（オキ）は性格が激しくて人にさからい、高慢で素直でなかった。ひそかに上毛野小熊に助力を求め、使主を殺そうと図った。使主はそれに気づき、逃げ出して京に至り、実情を言上した。朝廷では裁断を下され、使主を国造として小杵を誅された。国造使主は恐懼感激して黙し得ず、帝のために四ヶ所の屯倉を設けてたてまつった。」

*そうなると江田船山古墳の太刀も「ワカタケル」と読めるなら、これも雄略でなく欽明になってくる。その場合に江田船山古墳はどうなのか、江田船山古墳の

ある地域の豪族は日置部氏といわれている。井上辰雄は、この日置部氏の蘇我氏との関係が密接であることを論証されている。すると、稲荷山鉄剣に「杖刀人」とあり、江田船山古墳の銘文に「典曹人」とあるのも、阿倍氏と蘇我氏の氏族の性格から考えても不自然でなくなる。江田船山古墳のほうからみても、531年説はくいちがいが無い。また、考古学上からみても、・・・江田船山古墳を六世紀前半とする説が有力なものだから矛盾はない。

(6) 471年説の方々の言及

①上田正昭 「稲荷山古墳銘文解説をめぐる課題」

「東アジアの古代文化 19号 1979年 10月11日 読売新聞夕刊記事からの引用」

*雄略朝統一の「あかし」をうんぬんする前に、この鉄剣がいかなるプロセスで稲荷山古墳被葬者のもとにもたらされたのか、古墳の築造や他の副葬品の検討などからの吟味をなおざりにしてはならない、と書く。画文帯神獣鏡は機内政権からの賜与と考えられるが、環鈴や鈴杏葉は上毛野政権からの贈与と考えられてきた、画文帯神獣鏡は、高崎市の八幡観音塚の鏡と同范であることなどをあげている。

また「斯鬼宮」について、記紀では雄略は泊瀬の朝倉宮とある。とすれば、朝倉宮も磯城地方の宮だから「斯鬼宮」でもよいとする考え方もありうるが、はたしてそういつてよいか疑問を呈して、もし「獲加多支鹵大王」を雄略天皇とするなら「大王寺在」の「寺在」のよみと解釈をめぐっての補強が肝要である。

また、「辛亥年七月忠記」とあって、「七月日」「七月〇日」と記さない書き方に注目して、「このような書法は朝鮮の金石文にもあり、例えば瑞鳳塚銀合杵の銘には「太歳在卯三月中」とある。日本列島における文字使用に朝鮮半島から渡来した人々が大きな役割を果たしたことは、従来も指摘されてきたことだが、これらは銘文の『書者』を考えるのに見のがせない」

★471年説に懐疑的な記述である。

②岸俊男 『稲荷山古墳出土鉄剣銘の解説』 10月28日 毎日新聞夕刊からの引用

*「ワカタケル」はただ若き勇者という意味で普遍性がある。たとえば景行紀では倭建命と妃の弟橘比売の間に生まれた子を若建王と称して「おり、孝霊紀には吉備臣の始祖として稚武彦命がみえている。したがって「ワカタケル大王」というだけで、雄略天皇とすることはできないかもしれない。

そこで問題になるのは「斯鬼宮」である。・雄略天皇に仮定した場合、泊瀬（長谷）は朝倉宮と伝えており、銘文とは直ちに一致しないが、それはいちおう磯城の範囲内に含まれる。・・・礪郭の副葬品から、その時期は五世紀末から六世紀前半までとされる考古学的な年代観を降りるものでないので、そこに矛盾はない。

こうした観点からすれば「ワカタケル大王」はやはり雄略天皇で辛亥年は 471 年とすることが、いくつかの条件に適合するという点で、現在の段階では最も穏当な解釈ではないかと考えている。しかし、極めて少ない史料から重要な結論を導き出すことについて、日本古代史はたえず致命的な危険性をもっているから、あくまでも一つの試案であることはいうまでもない。

★「斯鬼宮」が問題で、雄略大王の泊瀬朝倉宮と一致しないことを認めながら、「いちおう磯城の範囲に含まれる」とする。471 年説を前提とするもので、実証的ではない。

③ 『稲荷山古墳の鉄剣を見直す』

(上田正昭・大塚初重 監修)、金井塚良一編 学生社 2001 年より

《白石太一郎》

くびれ部から大量の須恵器が出ています。TK47 式とよばれているなかでも古い形式のものです。おそらく稲荷山古墳の中心的な被葬者のためにこの古墳が造られた、まさにお墓の主の葬送儀礼に用いられた須恵器群であろうと思われる。一方、礫郭については、それよりどう考えても新しいものだというふうに思っています。この礫郭の副葬品は、埼玉県教育委員会の報告書でも、新古二時期に分けられると指摘されています。とくに馬具については、轡は非常に古いもので、五世紀の後半に遡るものだと思いますが、三つの鈴が付いた鈴杏葉といくのは他の古墳では MT15 式型から TK10 式、あるいはさらにそれより新しい時期の須恵器に伴う遺物です。

したがって稲荷山古墳の礫郭の埋葬が行われた時期は MT15 式の時期まで下げなければならないわけであり、くびれ部から出土している須恵器の年代とは食い違っています。

そして、この礫郭には 471 年に製作されたことのある明らかな鉄剣が副葬されているわけですが、おそらくこの剣は礫郭の被葬者が最も活躍している時期に手に入れた、あるいは作らせた。そしてその人が、亡くなってお墓に入れられたと考えるのが最も自然だと思います。

その年代は五世紀末ないし六世紀初頭頃である可能性が非常に大きいのではないのでしょうか。江田船山古墳については、見事な金銅製の冠とか様々な装身具、それも百済系の装身具が出ており、江田船山古墳の被葬者が、百済などとの外交に活躍していた肥後の豪族であることは疑いないでしょう。

★鉄剣が 471 年に製作されたと決めつけている。

《坂本和俊》

*やはり 471 年か 531 年なのか議論以前に須恵器の暦年代をどうとらえて行くかという問題があります。須恵器の暦年代を与える場合に、稲荷山鉄剣を使うのは、ほんとうはよくないことをまず指摘しておきたいと思います。では何を使ったらよいか、これ

は大変難しい問題ですが、私は隅田八幡宮の人物画像鏡の年代が問題になります。私は銘文にある斯麻を武寧王と考え 503 年説をとります。それは武寧王陵から同型鏡が出土している点からも充分考えられます。癸未を 503 年とした場合、長持山古墳などの同型鏡は TK47 式期に近いと考えることができます。・・・

私は三鈴杏葉の出現を FA との関係から TK47 式期に遡ると考えます。そして稲荷山古墳の中心埋葬の時期は、TK47 式以前 TK23 式期とあると思います。くびれ部の TK47 式期の上限を 500 年前後に考えているので、礪郭の年代もそのころです。

★礪郭の年代を TK47 式の 500 年とすることは、礪郭出土物からして、明らかに誤りである。TK47 式期は古墳築造の年代で、礪郭の年代ではない。531 年説を否定したいための言及である。

《王仲珠》

辛亥の年を 471 年としなければ、話が岐路にたつことになります。

《金井塚良一》

明快なご指摘ですね、今回のシンポジウムにもそれが一つの前提になっていたと思います。・・・

まず、稲荷山古墳築造時期については、発掘当初から理解が異なっていました。銘文検出後も西暦 500 年前後で二転三転しておりました。それが近年の須恵器の検討や榛名山噴火 F A 層の検証によって、TK47 式の須恵器の時期つまり五世紀末と考えて間違いない。次に鉄剣銘文ですが、辛亥の年は 471 年、ワカタケル大王を雄略天皇と考える、といった点は先生方の間ではほとんど共通していたように思います。

《岡本健一》

榛名山火山灰が降る直前に稲荷山古墳が突如として現れる。申敬澈氏の異論があったが、新しい年代観にもとづいて、辛亥年は発見当時の推定通り 471 年（雄略朝）に落ち着き、531 年説は薄れた・・・とコーディネータの金井塚良一さんは集約した。

★「稲荷山古墳の鉄剣を見直す」というタイトルではあるが、全く見直しになっていない。ただただ新しい年代観で 471 年説とするだけである。（この新しい年代観が誤りであることは、第 2 節でよりわかる。）

銘文における様々な問題、「斯鬼の宮」「ワカタケル」「辛亥の年」「杖刀人」「7 代の系譜」などについては全く検討していない。

なぜ 471 年でなぜワカタケル＝雄略大王なのかはほとんど論じられていないのである。はじめから結論ありで、ただただ 471 年説を確認するためのものである。

そのようななかで、大塚初重氏は批判的に感想を述べておられることが印象的である。

《大塚初重》

いろんな感想を持ちながら先生方の発表を聞いておりました。おそらくこのまま終わるのでは、皆さまざまきりしないのではないかと私は感じられました。20年まえと出てくる問題は基本的には変わっていないけれど、アプローチに仕方が迫り方が質的に違っている。471年とみるか531年とみるか、発見当時からずっとあります。TK47式の年代については、五世紀末、五世紀後半ということについては申先生から異論ができました。韓国側にこそ正当な年代の資料があるとのことでした。辛亥の年を471年ということと考えれば、礪郭は五世紀末、500年前後、あるいは6世紀初めという、幅がおかれることはやむをえないであろうと思っています。

(7) 【追加資料】 ~須恵器 MT15 式と TK10 式の年代に関して~

①吉井秀夫氏による須恵器の編年

* webサイト『吉井秀夫のホームページへようこそ』より

吉井秀夫による編年

	新羅土器	加耶土器	百濟土器・基制		新羅・加耶・百濟の馬具			土師器・須恵器	
			ソウル	忠清道	鎧	杏葉	轡		
400	古式Ⅲb段階							布留式期Ⅳ	
	新羅ⅠA期	+	石村洞Ⅰ式	天安Ⅱ期	鎧Ⅰ期	心葉形1式		TG232	
430	新羅ⅠB期	高靈ⅠA期					鑄書	TK73	
	新羅ⅡA期古段階								
450	新羅ⅡA期中段階	高靈ⅠB期	石村洞Ⅱ式	天安Ⅲ期	鎧Ⅱ期	心葉形2式		TK216	
	新羅ⅡA期新段階	高靈ⅠC期	石村洞Ⅲ式		鎧ⅢA期			TK208	
475	新羅ⅡB期	高靈ⅡA期	夢村Ⅰ式	宋山里Ⅰ段階	鎧ⅢB期	心葉形3式	扁円魚尾形	刺菱形 字形 鍬板 付書	TK23
500		高靈ⅡB期古段階							
	新羅ⅡB期	高靈ⅡB期新段階							TK47
520	新羅ⅡC期古段階	高靈ⅡC期	夢村Ⅱ式	宋山里Ⅱ段階		心葉形			MT15
532	新羅ⅡC期新段階				鎧Ⅳ期	心葉形4式	楕円形		TK10
550	新羅ⅢA期	高靈ⅢA期	夢村Ⅲ式				棘葉形		
550	新羅ⅢB期	高靈ⅢB期	(新羅ⅢB期)						MT85
562	新羅ⅢC期古段階			陝山里Ⅰ段階					TK43
590	新羅ⅢC期新段階								TK209

②白井克也氏のwebサイト『考古学のおやつ』より

- ・TK23~TK47型式は、鎧 IIIB 期に相当し、475年ごろから515年ごろである。
- ・MT15~TK10型式は、鎧 IV 期に相当し、515年ごろ以降である。

・宮代栄一〔1996〕と金斗喆〔1996；1998〕は馬具の年代について論争しているが、両者の所説から、稲荷山古墳鉄剣と辛亥年銘にかかわる論理のみを抽出しよう。

*論理 A：鉄剣を TK47 型式に対比するなら、辛亥年は 471 年。〔宮代栄一 1996〕

*論理 B：鉄剣を MT15 型式に対比するなら、辛亥年は 531 年。〔金斗喆 1996〕

両者は実は矛盾せず、いずれも本稿の並行関係・暦年代案と整合する。“場合分け”に過ぎないのである。論理 A は、1978 年の銘文発見以来、多くの考古学者が共有したものであり、白石太一郎も銘文発見当初は同意見であった。白石の見解変更に基づく辛亥年銘鉄剣を MT15 型式に対比するなら、辛亥年を 531 年とする論理 B は、実は少しも間違っていない。

(8) 江田船山古墳の鉄刀銘文との関係

★熊本県菊水町（現和水町）の江田船山古墳からは極めて多くの遺物が出土している。その中の銀象嵌鉄刀には、次のような銘文が刻まれている。

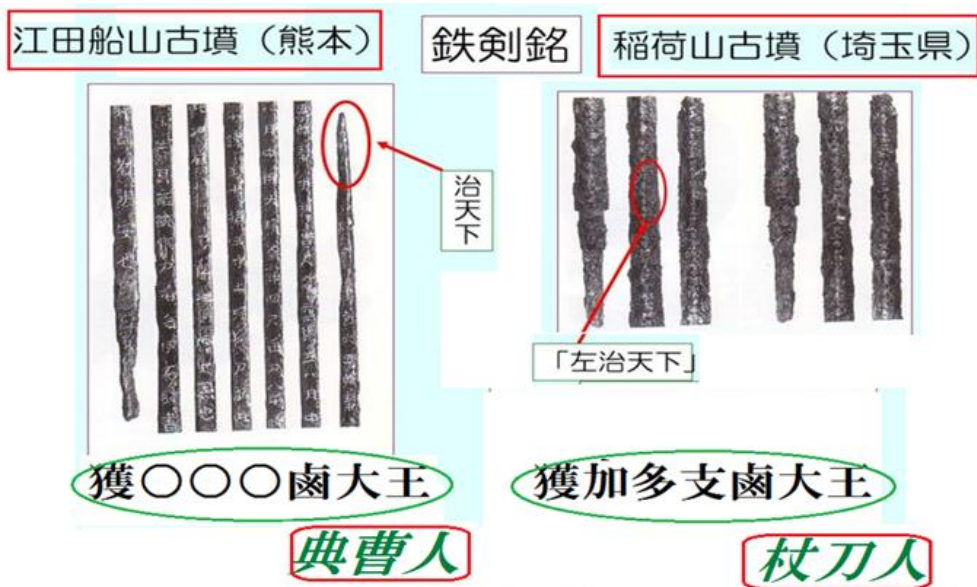


治天下獲〇〇〇鹵大王世奉事典曹人名无利弓八月中用大鉄釜并四尺廷刀八十練九十振三寸上好刊刀服此刀者長寿子孫洋々得〇恩也不失其所統作刀者名伊太和書者張安也

<訓読>

天の下治らしめし獲〇〇〇鹵大王の世、典曹に奉事せし人、名は無利弓、八月中、大鉄釜を用い、四尺の廷刀を并わす。八十たび練り、九十たび振つ。三寸上好の刊刀なり。此の刀を服する者は、長寿にして子孫洋々、〇恩を得る也。其の統ぶる所を失わず。刀を作る者、名は伊太和、書するのは張安也。

「治天下獲〇〇〇鹵大王」は「ワカタケル大王」のことで、埼玉稲荷山古墳鉄剣の「ワカタケル大王」と同じ大王であることに間違いはない。この江田船山古墳出土物と鉄刀銘文について、考古学者たちの論文を元に考察する。



①江田船山古墳の出土物の年代

《参考文献》

- ・岡安光彦 白杵勲、近江かおる、太田浩二 『江田船山古墳、象嵌銘鉄刀の製作年代』
考古学研究 32 巻 4 号 1986
- ・白杵薫 『鍬（はばき）本孔を持つ鉄刀について』 考古学研究第 31 巻 2 号 1984
- ・桃崎祐輔 『江田船山古墳遺物の年代をめぐる予察』
菅谷文則先生退官記念論文集・王権と信仰』同成社 2008

★この古墳出土物には古相と新相が存在するとのことである。

《古相》鳥帽子型冠帽、長型垂飾付耳飾り、金銀製帯金具、f 字型鏡板付轡、
衝角付冑、横引板革短甲、など

《新相》亀甲繫文広帯二山式金銅冠、宝珠形立飾付狭带式金銅冠、短形垂飾付耳飾、
亀甲繫文金銅飾履、円環轡、鉄製輪轡、銀被環頭太刀、**銀象嵌銘鉄刀**
陶質土器蓋、など

*まず古相について、岡安氏は次のように述べられている。

*小野山節氏によると鳥帽子型冠帽、f 字型鏡板付轡、帯金具、長型垂飾付耳飾りは
5 世紀末のもの長型垂飾付耳飾りは TK23 式～TK47 式のものが多い。



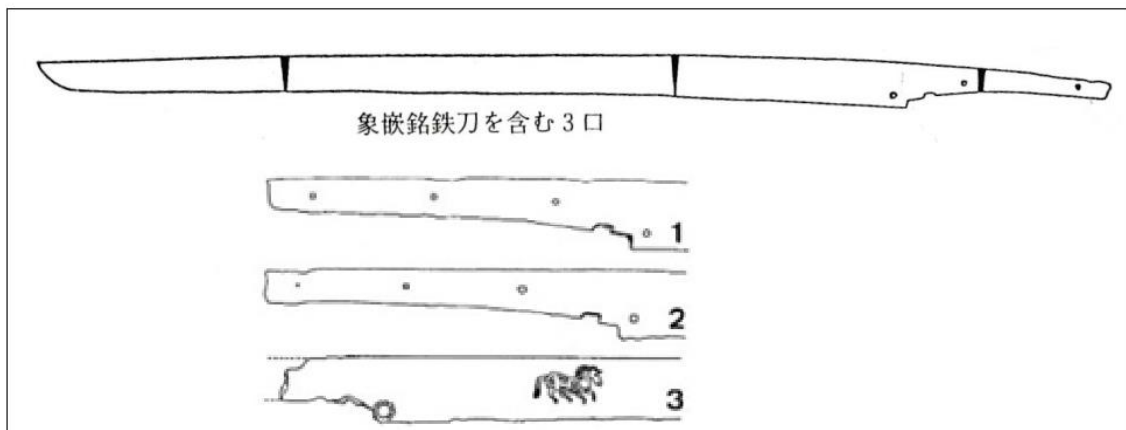
★古相でも雄略大王時代には届かないということになる。

★では問題の銘文鉄刀などの新相の年代はどうか、次のように記されている。

《鉄刀》

* (岡安氏) 鋸本孔を持つ鉄刀で、共伴遺物などからその年代の推定が可能な 14 基の古墳から判断して 6 世紀を遡る時期の古墳は存在しない。鋸本孔を持つ鉄刀は 六世紀初頭に出現し 6 世紀後半～7 世紀前半ころが最盛期と考えられる

* 臼杵薫による型式学的編年に基づいて判断すると、銀象嵌鉄刀は MT15 または TK10 式に相当する 6 世紀前葉に製作された可能性が強いことがわかった。銀象嵌銘鉄太刀 とほぼ同様の形態のものが 2 口完存し、象嵌銘鉄刀の欠損部分を推測する手がかりになる。すべて茎元には方形のえぐりを、関の側には鋸（はばき）本孔を持っている。



このような茎と関をもつ鉄刀は MT15 から TK10 期に相当する限られた時期に製作されたものである。また、鋸本孔は MT15 式の時期に出現するものである。このような長大幅広なものは MT15 式期以降に多くみられる。これら 3 口の製作年代は、須恵器に換算して MT15 から TK10 式に相当する時期に限定できる。

★MT15 から TK10 式と少し幅を持たせた記述であるが、鋸本孔を持つ鉄刀は 6 世紀を遡ることはない、とされることが重要である。作られたのは雄略時代ではないことは間違いない。

《短形垂飾付耳飾》

* (岡安氏) 短連垂飾付耳飾は MT15 期～TK10 期に現れるもの。

また、垂下飾の心葉形は MT15 から TK43 期に認められ、江田船山のものはその初期のもの。武寧王陵のものと大変よく似ている。ほぼ同時期に製作されたものに間違いない。船山のほうが簡略化され、垂下飾のえぐりが弱いので、それより少し新しい製品といってよいかもしれない。



*新しい遺物群は・・総合的に判断すると、須恵器のMT15 からTK10 型式に相当する時期に限定される。さらにその時期は、垂飾付耳飾についての検討をもとにすれば、**武寧王陵の垂飾付耳飾の製作された年代と同時期であるが、それよりやや下の時期ではないかと判断できる**ことになる。(桃崎氏)

《その他の出土物》

*亀甲紋で飾った履や冠、ハート型の耳飾りは**6世紀初頭**、

*さらに冠のうち、宝珠立飾をもち点線うちだしの菱形紋のものは**6世紀後半**と推定。



★つまり、鉄刀・履、短連耳飾などは、**6世紀のもの**、しかも**武寧王陵 (523年)**より**新しい**のである。鉄刀に記す「**獲〇〇〇鹵大王 (ワカタケル大王)**」は**531年即位の欽明大王**である可能性は極めて高いことになる。

②「ワカタケル＝雄略大王」説の方の苦しい解釈

*岡安氏は次のように述べる。

「もちろん、問題の鉄刀が新しい六世紀のものであっても、冒頭の大王が**雄略説を否定することにはならない**。**解釈はいくらでもできるからである**。とはいえ、鉄刀が六世紀前葉のものであり、しかも雄略天皇の名が刻まれているのだとすると、北九州を中

心とする磐井の叛乱の時期に、雄略朝となにがしかの深い繋がりをもった集団が、叛乱の根拠地周辺に勢力を保持していたことになる。とすれば、さまざまな問題をめぐって今以上に複雑な歴史解釈が要求されることは間違いない。」

★6世紀としながら「雄略朝となにがしかの深い繋がりをもった集団」とされる。獲〇〇〇鹵大王＝雄略大王を絶対的前提にしている、普通では考えられない言及である。6世紀ならワカタケル大王＝欽明大王説のほうが十分に考えられるのに、そのことは無視されている。

*また、次のようにも述べている。

「古いグループは5世紀末～6世紀初頭頃、新しいグループは520年代に、それぞれ、ひとまとまりのものとして副葬されたと確認できた。重要なのは、問題の銀象嵌銘鉄刀の製作年代が、520年前後と限定できた点である。さらに環状鏡板付轡についても、6世紀前葉に突然に出現する馬具である。その古式の年代がMT15式とTK10式の時期と限定されていたわけであるが、520年代という細かい実年代を与えることが可能になった。」

★「問題の銀象嵌銘鉄刀の製作年代が、520年前後と限定できた点である。」とされるが、上記の岡安氏自身の分析からは、そういうことにならないことがわかる。

まず、垂飾付耳飾は武寧王陵のものより、それよりやや下の時期とされる。また、垂飾付耳飾についても武寧王陵のそれよりやや下の時期とされる。よって523年（墓誌）以降になり、520年代とは決まらない。須恵器のTK10式は6世紀半ばまでとされることから、530年代のほうが可能性が高いことになる。いずれにしても、確実なのは、船山古墳の第二の被葬者が雄略時代の人物ではなく、6世紀前半に亡くなった人物であることである。

*桃崎氏は、鉄刀が6世紀前半なら「獲〇〇〇鹵大王＝雄略大王」が成り立ちにくいので、次のように述べている。

「白杵薫氏によると、（銀象嵌銘鉄太刀・鉏本穴太刀は）MT15式期を遡ることはないとして、鉏本穴のある太刀は大部分が6世紀中葉以降とする。しかし・・・銀象嵌銘鉄太刀の魚文は、福岡番塚TK47～MT15 三重県石塚山古墳MT15～TK10や、奈良県珠城山1号墳（6世紀中ごろとされる。）MT15～TK10に受け継がれるので、遡る可能性が高い。・・・TK23期末～TK47期初めを500年前後に下げる筆者の考えでは、490年ごろ造られた太刀が10年後に副葬されたとの理解できる。

・古相は500年前後～520年まで。 ・新相は520年代頃に位置づけられる。

★根拠がほとんど無いのに、新相を520年代とすることは岡安氏と同じで

あり、530年代をなんとしても否定したいのであろう。

さらに、新相が6世紀前半のものとしながら、鉄刀だけが雄略大王時代(490年ころは古事記における雄略大王の没年)とするとんでもない発言である。

*また被葬者について、桃崎氏は次のように述べる。

「古墳の埋葬者は、雄略大王に勤務していた典曹人であった无利弓(ムリテ)本人と考えられる。銀象嵌銘鉄太刀は490年くらいに製作されて、伝世を経て埋葬された。・・・

★埋葬者が、典曹人の无利弓(ムリテ)本人である可能性は強い。しかし、新相の様々な遺物が6世紀のものであることより、无利弓(ムリテ)が6世紀の人物とすることが自然である。鉄刀だけが490年製のもので、无利弓(ムリテ)は雄略大王に仕えていたとすることは、およそ研究者らしくない苦しい言及である。

*さらに、鉄刀以外の新相については次のように述べられている。

「石棺出土の陶質土器は六世紀前半の慕韓か百済の製品で、MT15式に併行期に位置づけられるため、追葬に伴うと判断され実年代は520代年前後となる。

短形垂飾付耳飾、亀甲繫文金銅飾履なども六世紀前半の百済製の可能性が高く、追葬に伴う。追葬者は武寧王時代に倭系百済官僚であった人物と考えられ、ムリテの子と推定される。」

★追葬者が无利弓(ムリテ)の子とすることは、无利弓(ムリテ)をが雄略大王時代の人物とすることには、つじつまをあわせるための推測でしかない。ムリテを無理しても雄略大王と関係ある人物としたいためであらう。ムリテが新相の鉄刀に刻まれた人物なら、稻荷山古墳礫槨の被葬者が杖刀人のオワケオミであるのと同様に、船山古墳新相の被葬者も典曹人のムリテとするのが自然である。

一方、垂飾付耳飾について、桃崎氏自身や岡安氏が「須恵器のMT15からTK10型式に相当する時期」「武寧王陵のものより、それよりやや下の時期」とされる。にもかかわらず、新相の土器年代をTK10を消してMT15併行期とすることも、530年代を否定したいとすることが透けて見える。なにがなんでも「獲〇〇〇鹵大王」=雄略大王にしなければならないのであろう。

なお、桃崎氏は十年近く前、筑波大学時代に東京新宿の古代史教養講座ゼミで講演された。そのときは江田船山古墳の鉄刀は6世紀のものであることを語られていた。何かの理由で説を変えられたのである。

(9) 筆者の考察

これまで、欽明即位が 531 年であることや、埼玉稲荷山古墳と江田船山古墳について、様々なことを検討してきた。それらをまとめて筆者の説を述べることにする。

① 稲荷山古墳の築造年代と礫郭の年代

★まず礫郭の年代である。考古学より、くびれ部から出土した須恵器が TK47 式であることは間違いなくであろう。須恵器発生は、四世紀後半とする遡上論には賛成できまいが、TK23 式～TK47 式が五世紀後半から六世紀第一四半期のものであることは納得できるものである。(上記第 7 節の須恵器編年参照)

現在、一部の専門家はこの TK47 式須恵器が礫郭・鉄剣埋葬時のものとして、辛亥年=471 年としている。礫郭の年代が六世紀第 1 四半期 520 年までなら 531 年説は否定されることになる。しかしながら、TK47 式須恵器が礫郭(鉄剣)の時期のものではなく、古墳築造期のものと考えられる。辛亥=471 年説の金井塚氏自身も、TK47 式は古墳築造時のものとしているからである。多くの専門家が指摘していたように、鉄剣以外の礫郭出土物はあきらかに時代が下がる 6 世紀代を中心とするものである。1980 年の埼玉県教委の報告書でも「第一主体部の被葬者は、辛亥年が西暦 471 年あるいは西暦 531 年であるにしろ、六世紀前半に埋葬されたものと思われる。」と書いている。礫郭から 6 世紀前半のものが出土していることは、礫郭の年代も 6 世紀のものであることは間違いない。

★白石太一郎氏も 471 年説だが「・・礫郭については、それ(TK47 式)よりどう考えても新しいものだというふうに思っています。この礫郭の副葬品の轡は・・五世紀の後半に遡るものだと思いますが、三つの鈴が付いた鈴杏葉というのは他の古墳では MT15 型式から TK10 式、あるいはさらにそれより新しい時期の須恵器に伴う遺物です。したがって稲荷山古墳の礫郭の埋葬が行われた時期は MT15 式の時期まで下げなければならぬわけです。」と述べている。白井克也氏も「辛亥年銘鉄剣を MT15 型式に対比するなら、辛亥年を 531 年とする論理 B は、実は少しも間違っていない。」と述べている。

★以上のことより、筆者は TK47 式は古墳築造期のものであり、礫郭の年代は、TK10 式の時期なのである。よって 531 年説の方が正しいこととなります。

② 江田船山古墳の銀象嵌鉄刀の製作年代

★桃崎祐輔氏と岡安光彦氏の論文は、ワカタケル=雄略大王を前提にしたものである。両論文とも、考古学者としての各遺物の詳細な分析をされていて、それについては支持できる。ところがその一方で、鉄刀については普通では考えられない発言で、銀象嵌鉄刀を無理やりにワカタケル=雄略に合わせているように感じられます。

*岡安氏「問題の鉄刀が新しい六世紀のものであっても、冒頭の大王が雄略説を否定することにはならない。解釈はいくらでもできるからである。・・雄略朝となしがしかの深い繋がりをもった集団が、叛乱（磐井の乱）の根拠地周辺に勢力を保持していたことになる。」

*桃崎氏：「古墳の埋葬者は、雄略大王に勤務していた典曹人であった无利弓（ムリテ）本人と考えられる。銀象嵌銘鉄太刀は **490 年** くらいに製作されて、伝世を経て埋葬された。・・」

★そして両論文とも、新相について **520 年代** としている。

*岡安氏：「重要なのは、問題の銀象嵌銘鉄刀の製作年代が、**520 年**前後と限定できた点である。

*桃崎氏：「石棺出土の陶質土器は六世紀前半の慕韓か百済の製品で、MT15 式に併行期に位置づけられるため、追葬に伴うと判断され実年代は 520 年代前後となる。」

★新相を **520 年代** とする根拠は極めて弱い。辛亥年＝531 年（ワカタケル＝欽明）説を否定するために 520 年という年代を決めつけていると思われる。筆者は、江田船山の新相の埋葬時期は **520 年ではなく 540 年前後** であると考え。その根拠としては・・

(i) 短形垂飾付耳飾については武寧王陵 523 年のものより製作年が下がるとされること。また、百済製とされることより、埋葬の時期は、作られたときより後であると考えられること

(ii) 銀象嵌銘鉄太刀を含む鋤本穴太刀は MT15 式期に出現して 6 世紀後半が最盛期 とされること。

(iii) 環状鏡板付轡が M15 と TK10 式期に限定されること。

(iv) 狭帯式金銅冠と亀甲繫文金銅飾履などは藤ノ木古墳（6 世紀第 4 四半期）のものに近い時期のものであること。

(v) 新相遺物は須恵器 MT15～TK10 式期とされていて、TK10 式は六世紀第 2 四半期（525～550 年）も含まれること。

《鉄刀の銘文からわかること》

★江田船山鉄刀銘文には「典曹人の名は無利弓（ムリテ）」「刀を作るもの伊太和（イタワ）」「書するのは張安」と刻まれている。出土遺物からも百済と密接な人物であることがわかる。ムリテとイタワはおそらく百済人であろう。典曹人とは文書を書く役人のことである。このような官人が登場するのは雄略時代ではあり得ない。

「獲□□□鹵大王」は **6 世紀前半** の百済との交流が活発になった時期以降の大王であることになる。

③ 稻荷山鉄剣銘文からの考察

(i) ワカタケルより斯鬼の宮が重要

★雄略大王説は「獲加多支鹵＝ワカタケル」だけで決めつけたものであり、銘文全体を検討したものではないのである。岸俊男氏自身も認めているように、「ワカタケル」は「猛々しい弟の王子」ということなので、雄略大王とは限らない。ヤマトタケルも「ワカタケル」の一人であり、さらにその孫に「若建（ワカタケル）王」という王子が記載されている。実際、古事記本文では、雄略大王のほとんどが「大長谷王」と記されていて、「ワカタケル」の名は付いていない。欽明大王も「(磯城の) ワカタケル」と呼ばれていた史料はないがその可能性は高い。それより銘文解釈において重要なことは「獲加多支鹵（ワカタケル）」より「斯鬼宮」である。

★当時に大王を特定する場合は、宮の名で区別していたことが様々な文献からわかる。例えば、仁徳大王のことを「難波高津宮の天皇」、推古大王のことは「小墾田宮の天皇」、天武天皇は「飛鳥浄御原宮の天皇」と記している。日本書紀には「欽明元年、都を磯城郡の磯城嶋に移した。磯城金刺宮といった。」と記されていて、欽明大王のことを「斯帰嶋宮天皇」と記す文字史料もある。

一方、雄略大王の宮は「泊瀬の朝倉の宮」で「斯鬼（シキ）宮」ではない。朝倉が磯城郡に含まれるようになるのは中世～近世のことで、記紀では磯城と朝倉とをはっきり区別している。したがって、雄略大王のことなら「シキの宮」ではなく「アサクラの宮」または「ハセの宮」と刻んだはずである。

よって、「・・獲加多支鹵大王寺在斯鬼宮時吾左治天下」との銘文は雄略大王より欽明大王にふさわしい。

(ii) 辛亥の変とオワケの臣

★第一章で述べたように、欽明大王即位の年は、『上宮聖徳法王定説』や『元興寺伽藍縁起』より辛亥の年の531年であった。そしてその辛亥の年には倭国で政変があったことが、百濟紀を引用して記されている。

「また聞くところによると、日本の天皇・太子・皇子が一度に皆死んだ。」
と。これによって辛亥の年（531年）は（継体）二十五年にあたる。
後世、調べ考える人が明らかにするだろう。」

この文をわざわざ挿入したのには、歴史の真相を後世に伝えたいとの書紀編者の思いが込められているのであろう。つまり、「531年に継体大王と太子と皇子が死んで、欽明大王が即位した」ことが真実であったのである。このことは鉄剣銘文に記す「辛亥の年に・・・乎獲居（オワケ）臣が、ワカタケル大王の『治天下』に貢献した」との記載と合致するのである。つまり「親衛隊の隊長＝杖刀人首」を務めてきた「乎獲居（オワケ）臣」が、武力行使（クーデター）によりワカタケル＝欽明大王の即位に貢献したと、合理的に説明できるのである。

★さらに銘文に記す「乎獲居（オワケ）臣」の父である「加差披余（カサハヨ）」は、安閑紀に記載されている武蔵の国造を争った「笠原使主」であると考えられる。このことも、辛亥の年は471ではなく531年であることの根拠になる。稲荷山古墳の最初の埋葬者が「（オワケの臣父である）加差披余（カサハヨ）＝笠原使主」であることが推測でき、稲荷山古墳の築造が、須恵器TK47式期の5世紀末でることと合致することになる。

(iii) さらに考察の追加

★辛亥年=471年とすれば、百済の漢城陥落（475年）や倭王武の上表文（478年）以前になる。日本書紀から判断すると、百済との交流は、漢城陥落（475年）から熊津時代以降で、しかもそれほど活発ではなかった。象嵌技術や、干支、漢字による倭語表記など高度の文化が、雄略時代の471年までに伝わっていたとは到底考えられない。江田船山古墳出土品は、百済系遺物がほとんどであることより、百済との交流が飛躍的に増大した時期である継体・欽明大王時代の遺物と考えるほうが適切である。日本書紀からは継体・欽明大王時代になって、百済と倭国との人的および物的交流が飛躍的に増加していることがわかる。五経博士の渡来と交替、百済人の帰化、倭国と百済両国の官僚の頻繁な往来などが記されている。

★古事記の欽明記の初めには「弟、天國押波流岐廣庭天皇、坐師木嶋大宮、治天下也」と記されている。また、天寿国曼陀羅繡帳には「斯婦斯麻宮治天下天皇名阿米久爾意斯波留支比里爾波乃弥己等」とある。どちらも鉄剣銘文の「獲加多支鹵大王寺在斯鬼宮時吾左治天下」とほぼ同じ表現であり、鉄剣銘文の「獲加多支鹵大王」が欽明大王であることを強く示唆する。稲荷山鉄剣や江田船山鉄刀の銘文のような漢字みよるカナ表記文化が伝わったのは欽明時代以降と考えられ、長田夏樹氏の論文はそのことの大きな論拠になる。

※以上、稲荷山鉄剣銘文とその礫郭の年代の検討、さらに江田船山古墳遺物年代の検討から、「辛亥年は531年」、「獲加多支鹵大王＝欽明大王」であることは、間違いないのである。

終わりに

★現在の多くの歴史学者たちは**事大主義**になっているようである。**事大主義**とは、明確な信念がなく、強いものや風潮に迎合することにより、自己実現を目指す行動様式のことである。一部に反骨の学者も存在するが、**多数は先輩学者の説に反対できない雰囲気**にあるように思われる。「ワカタケル雄略大王説」だけでなく、「弥生時代の始まり＝BC10世紀説」や「邪馬台国所在地問題」でも、同様なことを感じられる。ヤマト中心史観には何かの力がはたらいているのではないかと、思わずにはいられない。（了）

次回は「ヤマト王権の推移と倭の五王」について述べる予定である。